

英語の受身命令文の適格性

熊澤 清美

[キーワード: ①命令文 ②受身 ③動作主 ④行為の意図性]

1. はじめに

本稿では、英語の命令文における受身の適格性について考察する。一般的に、英語の命令文では、受身は用いることができないとされている (Bolinger 1977, Quirk et al. 1985, Davies 1986, Dixon 1994他)。同時に、特定の場面や文脈では、受身も命令文で適格となることも指摘されている。

英語の命令文は、(1) の例のように、話し手が聞き手に具体的な行為を指示したり、依頼をしたり、勧誘をしたりする場合に用いる構文である。

- (1) a. Stand up.
- b. Open the door, will you?
- c. Bring your family too if you like.

(1) ではそれぞれ、「立ちなさい」、「ドアを開けてもらえますか」、「よかったらご家族もお連れください」と、話し手が聞き手にある行為を行うよう要求している。これらは英語の命令文の典型的な例と言えよう。一方で、次の(2)のような受身を用いた命令文は不適格と判断される。

- (2) a. *George, be taken to church by your sister. (Bolinger 1977)

- b. *Be helped by Jill. (Takahashi 2012)
- c. *Be checked out by a doctor.
- d. *Be taught by a native speaker of English.
- e. *Please be invited to the party.

日本語では、「教会に連れて行ってもらいなさい」「ジルさんに助けてもらいなさい」「医者_に検査を_{して}もらいなさい」のように、「～してもらう」を使って表すことができるが、英語の場合、“be taken to church”や“be helped”、“be checked out”のような受身の形で、命令文として表すことはできない。(2)の例は、すべて不適格文である。

その一方で、次の(3)の例のように、受身でも命令文で適格となる場合がある(下線は筆者による)。

- (3) a. Create a fantastic physique and be wanted by women.
(男性向けのスポーツジムの広告より)
- b. Hire a Rolls Royce and be driven around by a uniformed chauffeur. (Quirk et al. 1985)
- c. Come to Palm Court and be entertained by Jose Loss and his orchestra! (Dixon 1994)
- d. Be pampered by our expertly trained massage therapists.
(リゾートホテルの広告より)
- e. Be surprised by the size! (Aikhenvald 2010)

(3)はいずれも広告などで用いられる例で、すべて適格文である。他にも、次の(4)～(6)のように、受身命令文で適格となる例がある(下線は筆者による)。

- (4) a. Oh, come on, be taken in just once — it isn't going to hurt you;

- do you think you're perfect? (Bolinger 1977)
- b. I hope you'll take his remark in the right way. Be flattered by what he says; he really is sincere. (Davies 1986)
- c. Be guided by your heart.
- (5) a. Be impressed by his stamp collection if you want him to like you. (Dixon 1994)
- b. Be flattered by what he says, it'll make his day. (Takahashi 2012)
- (6) a. Please be informed that we will not accept any complains after 6 months since placing an order.
- b. Please be advised by your doctor or nurse as to when your next check is due.
- c. BE WARNED. There is limited ticket availability for these events so book early to avoid disappointment.

(4) の例は、話し手が聞き手にアドバイスをする命令文で、受身でありながら適格文である。(5) は、主に話し言葉で用いられる例で、(5 a) では「感銘を受けているふり」、(5 b) では「嬉しく思っているふり」をするように指示する命令文である。(6) の例は、ビジネスや法律関係の文書などや、チケット販売などのお知らせで、書き言葉として用いられる表現である。

英語の受身が、なぜ命令文で用いることができないのか。一方で、なぜ受身でも命令文で適格となる場合があるのか。Bolinger (1977) や Davies (1986) などは、受身命令文が適格となるのは、文脈から、受身で表される事象に主語の「意図」や「コントロール」が読み取れる場合であるとしている。また、Takahashi (2012) は、命令文と受身文のそれぞれの最も典型的なプロトタイプ事例を定義して、受身命令文が適格とな

るのは、それぞれがプロトタイプとは遠く離れた事例の組み合わせであると述べている。

本稿では、受身命令文の適格例を考察し、それらの例がなぜ「意図的な行為」と解釈され、適格となるか説明することを目的とする。まず第2節では、英語の受身文と命令文の意味的、用法的な特徴を考察し、なぜ受身命令文が不適格となるのかを確認する。第3節では、Takahashi (2012) による受身命令文の分析を概観し、その問題点を指摘する。そして、第4節では、受身命令文が適格となる使用場面や文の解釈の違いから、適格例を4つの種類に分類する。その上で、それぞれがなぜ適格となるか説明する。

2. 英語の受身文と命令文の特徴

本節では、英語の受身文と命令文の意味的、用法的特徴を考察し、一般的になぜ受身の命令文が不適格になるのかを確認する。

2.1 受身文の主語

英語の受身文の特徴の一つは、その主語が動作主 (agent) ではないということである。

つまり、受身文で表される事象は、その主語が意志を持って、意図的に行う行為ではないということである。次の(7)で、能動文と受身文の主語の違いを確認しておこう。

- (7) a. Ms. Jones praised Amy.
b. Amy was praised by Ms. Jones. (高見 2011)

(7a)で、Ms. JonesがAmyを褒めることは、Ms. Jonesの意志によって行われた行為である。したがって、(7a)の主語は動作主と言える。一方、

(7b) の受身文の主語Amyは動作主ではない。なぜなら、「褒められる」ことは、Amyの意志による行為ではないからである。この場合、主語のAmyは、Ms. Jonesによる「褒める」という行為の対象であり、その行為の影響を受けていることから、被動者 (patient) である。

また、英語にはsurpriseやexcite、impressのような心理動詞が受身で用いられ、「驚いている」「興奮している」「感銘をうけている」という心理状態を表すことができる。

- (8) a. The manager was clearly impressed by Jo's work.
 b. She was surprised by the book's success.
 c. He was flattered by her attention.

この場合の主語は被動者ではなく、心理状態を経験する経験者 (experiencer) である。経験者も被動者と同様、意図的に特定の心理状態を経験するのではないため、動作主ではない。

このように、受身文は、主語が意図的に行う行為や出来事を表す文ではないため、主語が動作主ではないことがわかる。

2.2 疑似受身

英語の受身文に関して、もう1点確認しておこう。英語では、形の上では受身でも、受身の意味を持たない表現がある。次の例を見てみよう。

- (9) a. Be prepared / seated.
 b. Please be (get) involved.
 c. Get changed / dressed / washed / weighed.

(9) の例は、命令文としては適格なのだが、いずれも受身命令文ではない。(9a) のbe preparedには「準備をされる」という受身の意味は

なく、「準備をしておく」という意味である。同じく *be seated* も「座らされる」という受身の意味ではなく、「座る」という意味である。(9b) の *be (get) involved* も「参加する、かかわる」という意味で、「巻き込まれる」という受身の意味ではない¹⁾。(9c) も同様に、「着替える」「服を着る」「(自分の) 体を洗う」「(自分の) 体重を測る」という意味で、受身の意味を表してはいない。

以上のことから、本稿では(9)のような例は、受身命令文として扱わないものとする。

2.3 命令文の意味と用法、行為の意図性

2.3.1 命令文の表す意味と用法

次に、命令文の表す意味と用法について見ていこう。(1) で見たように、英語の命令文は、話し手が聞き手に対して、ある行為を行うように命令や依頼、勧誘などをする場合に用いられる。こうした命令文の意味や用法は、発話される場面や状況のほかに、話し手と聞き手の関係(親と子、教師と生徒、友人同士など)や、“please”を伴うか、または付加疑問文の形にするかなどによって異ってくる。Huddleston and Pullum (2002)は、英語の命令文を、次の(10)のように分類している。

- (10) a. Get out of my way! / Do as you're told.
Keep off the grass. (命令、要求)
- b. Please help me tidy up. / Open the door, will you?
Kindly lower your voices. (依頼、懇願)
- c. Keep your opinions open. / Wait until the price is right.
Mind the step. (アドバイス、勧告、警告)
- d. Dilute 1 ml to 20ml with water, and gargle for 30 seconds.
Take the first road on the right after the post office. (説明指示)
- e. Come over and see my etchings.

- Bring your family too if you like. (招待、勧誘)
- f. Yes, go ahead. / Take as much as you'd like. (許可)
- g. Well, tell her if you want to – it's all the same to me.
Take it or leave it – it's my final offer. (承諾)

Huddleston and Pullumは、(10a-g) について、意味や用法の違いだけでなく、聞き手がどの程度話し手の指示に従う義務 (compliance) があるのかどうかや、聞き手に行為を行うか否かの選択肢 (option) があるのかどうか、また、話し手の一方的な命令なのか (wilful directive)、行為による利益 (benefit) は話し手、聞き手のどちらにあるのか、などの点の違いも説明している。例えば、指示に従う義務は (10a) が最も高く、行為による利益は話し手の側に存在する。行為を行うかの選択肢は (10b) では高くなるが、(10a) では低い。(10c) では、行為による利益は聞き手の方にあり、遂行義務はない。(10e) では、話し手、聞き手の双方に利益がある場合が多い。(10f) では話し手の権威は高く、(10g) は、(10) の中でも最も弱い指示性 (directiveness) を表す。

命令文はまた、(11) のように接続詞andを伴う場合がある。

- (11) a. Sit next to Joan and she'll explain what you have to do. (依頼)
b. Finish your homework and I'll give you some ice cream. (約束)
c. Make a move and I'll shoot. (脅迫)
d. Join the committee and you'll regret the waste of time. (警告)
- (Quirk et al. 1985)

これらの命令文は、条件文 (conditionals) の意味を持つとされている。Culicover and Jackendoff (1997) は、命令文の後のandを “left-subordinating and” (左側従属のand) と呼び、andに続く文が、左側の命令文を従属する関係であるとしている。また、Daives (1986) もこれらの文を

“Imperative-like conditionals” と呼び、命令文の形をした条件文であるとしている。こうした分析では、(11a) の命令文 “Sit next to Joan” は、“If you sit next to Joan” と同じ意味を表し、“she’ll explain what you have to do” の条件文だということである²⁾。

2.3.2 命令文の主語と行為の意図性

次に命令文の主語について見ていこう。英語の命令文は多くの場合、主語を表さない。しかし、多くの場合、意味の上では聞き手であるyouが主語である。命令文の主語がyouであることがよくわかる例として、再帰代名詞を用いた例があげられる。

- (12) a. Get yourself /*you a new hat.
b. Try to leave yourselves /*you plenty of time. (Quirk et al. 1985)

(12) では、getとleaveの目的語として、再帰代名詞yourself / yourselvesが用いられていることから、これらの行為の主語がyouであることがわかる。

次に、命令文の主語の特徴を見ていこう。ここまでに見てきたように、命令文は、話し手が、聞き手に何らかの行為をするよう求める文である。したがって、その主語は動作主 (agent) である必要がある。聞き手が自分の意志で行うことができない行為を、いくら話し手が求めても、聞き手はその要求や指示に応じることはできないからだ。(1) の “stand up” や “open the door”、“bring your family” という行為の主語は、いずれも動作主となるため、これらは命令文の典型的な適格例と言えるのである。

一方、2.1節で見たように、受身文の主語は動作主ではない。(7b) の受身文を命令文にして、“Be praised by Ms. Jones” と指示しても、聞き手は自分の意志で「ジョーンズ先生に褒められる」ことはできない。(2) の例が不適格となるのも、同様の理由からである。したがって、一般的

に受身命令文は不適格となるのである³⁾。

一方で、受身文でも、(13) のように否定にすれば、命令文でも適格となる。

- (13) a. Don't be deceived by his looks.
 b. Don't be told what to do. (Quirk et al. 1985)

(13a) の「彼の外見に騙されないようにする」ことや、(13b) の「何をすべきか人に指示されないようにする」ことは、主語が意識的にそうならないように気を付けなくてはならない行為である。つまり意図的な行為である。そのため、受身でも否定であれば、命令文として問題なく使うことができる。これは、「あくびをする」や「死ぬ」などの非意図的な行為でも、“Don't yawn!” や “Don't die!” のように、否定の命令文で用いることができるのと同じである (Dixon 1994)。

このように、受身が命令文で用いられないのは、命令文で表される行為は「意図的な行為」であるという特徴から、主語が動作主ではない受身文の特徴とは矛盾するからだということがわかる (久野・高見 2015)。

3. Takahashi (2012) の分析とその問題点

3.1 命令文と受身文のプロトタイプ分析

Takahashi (2012) は、受身命令文の適格性を分析するにあたり、認知言語学の観点から、命令文と受身文それぞれの、最も典型的なプロトタイプ事例を定義している。その上で、受身命令文が適格となる場合の命令文、受身文の組み合わせから、2つの適格グループを提案している。

まず、Takahashiが定義する命令文のプロトタイプについて見ていこう。Takahashiは、命令文における話し手の「力の行使 (force exertion) 」の程

度を、6つの要素から割り出している。そして、 $[+2][+1][0][-1][-2]$ の数値の合計が高いものをプロトタイプ、低いものを非プロトタイプとしている。6つの要素とは、①話し手の欲求 (desire)、②聞き手が行為を行う能力 (capability)、③話し手と聞き手の力関係 (power)、④行為による犠牲 (cost)、⑤行為による利益 (benefit)、⑥聞き手の義務 (obligation) である。具体的な例をあげると、“Clean up this mess.” では話し手の欲求の程度が高く、“Double your offer. I won’t sell.” では低い。聞き手の行為を行う能力については、“Call me this afternoon.” では高く、“Have a nice day.” では低い。力関係については、息子が父親に向かって“Please take me to the zoo, Dad – Please!”と言った場合、話し手ではなく聞き手の方が強くなる。犠牲の程度については、“I’m broke; please lend me some money.” では、聞き手側が高くなる。

また、Takahashiは、同じ会話が交わされていても、話し手と聞き手の立場や状況によって、プロトタイプかそうでないのかが分かれると述べている。例えば、(14)の会話も、職場の同僚同士の場合と、教師と生徒の場合では力の行使の程度が異なるという。

- (14) A: What’s up?
B: I’m having a bad day.
A: *Tell me about it.*

(Takahashi 2012)

何か力になれないかという思いで発する“Tell me about it”も、教師が生徒に対して言う場合の方が、よりプロトタイプに近くなる。さらに、次の(15)では、“Tell me about it.”が非プロトタイプの例となる。

- (15) A: Don’t buy anything in downtown Tokyo.
B: *Tell me about it.*

(Takahashi 2012)

この場合の“Tell me about it.”は、「そんなことは周知しています」という意味で、Bが皮肉を込めてAに言い返した言葉である。したがって、行為を指示する命令文ではないため、非プロトタイプとなる。

次に、受身文のプロトタイプについて見ていこう。Takahashiでは、次の3つの要素に基づき、受身文のプロトタイプを定めている。①主語が被動者 (patient) か、非被動者 (non-patient) か、②受身文で表される事象の主語に与える影響が、物理的か非物理的か、③by ~で表されるものが、動作主かそれ以外（経験者など）か、という3つの要素である。この分析によるプロトタイプ、非プロトタイプの受身文は、次の通りである。

- (16) a. She was taken to a hospital. [prototypical]
 b. She is well liked (by everyone). [non-prototypical]

(Takahashi 2012)

(16) では、主語sheが、「病院に運ばれる」という物理的な影響を受ける被動者であり、明示されていないが、byの後ろも救急隊などの動作主であると考えられることから、この文は受身文のプロトタイプとなる。さらに、(16b) では、主語sheは「好かれている」のであって、物理的な影響は受けておらず、by everyoneのeveryoneは動作主ではなく経験者であるため、非プロトタイプの受身文となる。

このようにTakahashi (2012) は、命令文と受身文のプロトタイプを定義した上で、受身命令文の適格例を、次の2つのグループに分類している。

- (17) 適格グループA

命令文がほぼプロトタイプ (near-prototype) で、受身が非プロト

タイプ (non-prototypical) の組み合わせ。

- a. Be checked over by a doctor, then you'll be sure there's nothing wrong.
- b. Be flattered by what he says, it'll make his day. (=5b)
- c. Be prepared. / Be warned.
- d. Oh, come on, be taken in just once --- it isn't going to hurt you; do you think you're perfect? (=4b)
- e. Be impressed by his stamp collection if you want him to like you. (=5a)
- f. Come to Palm Court and be entertained by Jose Loss and his orchestra! (=3c)

(18) 適格グループB

命令文が周辺事例 (peripheral) で⁴⁾、受身が非プロトタイプ (non-prototypical) の組み合わせ。

- a. Be pleased to see her, you'll make her day.
- b. Be impressed by his stamp collection: you will make his day.

(17) と (18) の共通の特徴は、受身が非プロトタイプであるということだが、2つのグループには、次のような違いがある。

Takahashiによると、(17) は、受身の主語が厳密な意味での被動者ではなく、主語が受ける影響もさほど大きくないと解釈できるため、受身でも命令文で適格となるのだという。例えば、(17a) は、“Be checked over by a doctor” が、話し手が聞き手に「医者に検査されること」を行うように懇願する命令文で、後ろに続く“then you'll be sure there's nothing wrong” が、その行為の結果を表す文 (Result for Action) と解釈できる。後ろに続く文を、「行為の結果」と解釈することで、この文の主語youを行為を行う動作主とみなすことが可能となり (本来 “be sure” の

主語は動作主ではない)、さらに受身の“Be checked over by a doctor”の主語も兼ねることができる。そのため、(17a)は適格文となるのだという。(17)の例の中には、行為の結果を表す文が、受身の場合もある。(17f)では、andの後ろの“be entertained by Jose Loss and his orchestra”が、結果を表す文となる。この場合は、最初の“Come to Palm Court”の動作主である主語が、受身の主語も兼ねるため適格文となるのである。このように、Takahashiは、(17)のグループが適格となるのは、「行為の結果」を表すことで、文脈から受身の主語を兼ねることができる、被動者ではない主語を読み取ることができるからだとしている。

(18)の特徴については、Takahashiは、受身の主語は経験者であり、さらに命令文が条件文の意味を表していることだと述べている。そして、命令文が条件文となるため、受身でも適格となるというのである。

3.2 Takahashi (2012) の分析の問題点

前節で概観した Takahashi (2012) の分析には、大きく分けて3つの問題があると考えられる。

1つ目の問題は、(17)の適格性を、一概に、行為の結果(Result for Action)を表すという点に帰依していることである。文脈から、被動者以外の主語が、受身命令文の主語を兼ねていると読み取れることが、適格となる理由であるという。しかし、この説明は(17b)には当てはまらない。なぜなら、(17b)では、行為の結果を表す文の主語はitであるため、“Be flattered”の主語と解釈することは不可能である。そもそも、(17b)の“be flattered”や、(17e)の“be impressed”は、それぞれ「喜んでいるふり」、「感銘を受けているふり」という意味を表す。「ふりをする」ことは意図的な行為である。したがって、この2つの例は、意図的な行為を表すため適格となるのである。こうした解釈の違いや、適格性の違いがあるにもかかわらず、(17)の例を一概に、命令文と受身文のプロトタイプ分析による組み合わせによって、同じ一つのグループに分類す

ることは妥当ではない。適格例の意味や、使用場面についての分析が不十分だと言わざるを得ない。

2つ目の問題は、(17)と(18)のどちらの適格グループも、受身が非プロトタイプと分類されている点である。受身命令文の中でも、受身がプロトタイプであるにも関わらず、適格となる例がある。例えば、(3b)の“be driven around by a uniformed chauffeur”は、主語が被動者(patient)であり、さらに「車の運転をしてもらう」という物理的な影響を受けている。その上、byの後ろが動作主のchauffeur(専属運転手)であることから、Takahashiの分析において、受身文のプロトタイプに分類できる。それにもかかわらず、(3b)は全くの適格文である。

3つ目の問題は、(17a)は、Davies(1986)で適格とされた例なのだが、筆者がネイティブスピーカーに確認したところ、すべてのインフォーマントが、この文は不適格文だと判断している⁵⁾。(17a)は、受身のままでは不自然であり、使役動詞get / haveを用いて“Get (have) yourself checked over by a doctor”としなければ、適格文にはならないという。そうすると、Takahashiの「行為の結果」による適格性の説明は、(17a)には当てはまらないことになる。

その他、(17c)の“Be prepared”を受身の例として含めていることも問題である。2.2節で述べたように、be preparedは受身の意味はない上、“Be warned”と同じタイプとして示すのも妥当ではない。

以上のことから、Takahashiの分析では、受身命令文の適格性を正確に説明することができないことがわかる。

4. 受身命令文の適格性に関する新たな提案

前節ではTakahashi(2012)の分析を概観し、その分析が不十分であることを指摘した。本節では、受身命令文の適格例を4つの種類に分類し、それぞれの種類が適格となる理由を述べた上で、受身命令文の適格条件

を提案する。4.1節では、広告などで受身命令文が用いられる事例を検証し、その適格性について詳細に述べる。4.2節では、命令文でアドバイスをする際に、受身命令文が適格となるのはどのような場合なのか、その理由を考えていく。4.3節では、見せかけや振る舞いを指示する受身命令文の適格性を考察する。さらに4.4節では、書面などで用いられる丁寧表現としての受身命令文について述べる。

4.1 誘因の命令文；可能性、約束事、予測を表す場合

まず、(3)の例がなぜ適格文となるかを見ていこう。

- (3) a. Create a fantastic physique and be wanted by women.
 b. Hire a Rolls Royce and be driven around by a uniformed chauffeur.
 c. Come to Palm Court and be entertained by Jose Loss and his orchestra!
 d. Be pampered by our expertly trained massage therapists.
 e. Be surprised by the size!

(3)は、主に広告で用いられる例である。Takahashi (2012)では、(3c)の適格性を、受身命令文が行為の結果を表し、最初の意図的な行為を表す命令文の主語が、andに続く受身の主語を兼ねていると解釈できるためであると説明している。しかし、(3d)と(3e)では、意図的な行為を表す命令文を伴っていないにもかかわらず、ともに適格文である。では、Takahashiが言うように、(3b)のような例の適格性に「行為の結果」が関係しているのであれば、どのように関係しているのだろうか。

(3)の例は、主に広告で用いられることから、意味の上では、2.3.1節で見た(10e)のような、招待や勧誘を表す命令文に分類できる。このように、命令文が広告などで勧誘目的として用いられることはよくあ

るのだが、そうした命令文の中には、主語が動作主とは解釈できなくても適格なものがある。次の例を見てみよう。

(19) Win \$60,000 for an extra \$1.10. (Quirk et al. 1985)

(19) のような例は、街角や雑誌、テレビなどの広告などでよく目にする表現である。(19) は形の上では命令文である。ところが、「賞金を当てる」ことは意図的に行うことはできない。そのため、この文は「賞金を当てる」ことを聞き手（ここでは広告を目にする世間一般）に勧誘している命令文とは言えない。では、(19) はどのように解釈されるだろうか。

Quirk et al. (1985) は (19) の意味を、“Spend an extra \$1.10 (on your Gold Lotto ticket or whatever) in order to give yourself a chance of winning \$60,000.” だと説明している。つまり、(19) は、聞き手に「6万ドルの賞金を当てるチャンスを得るのに、1ドル10セント余計に支払う」ことを求めている文と言える。命令文として表される“Win \$60,000”は、通常の命令文のように、聞き手に求める行為ではなく、1ドル10セントを余計に支払った場合に起こり得る出来事、「可能性 (possibility)」を表している。

広告において命令文が「可能性」を表すことは、Davies (1986) でも指摘されている。

- (20) a. Win up to £1000 in this week's competition!
b. Pass G.C.E. in any subject you like.
c. Speak a new language after as little as eight weeks.

Daviesの説明では、(20) の例は、広告主が自分たちの商品やサービスの宣伝効果を高めるために、直接的に勧誘する代わりに、それらを購

入したり、利用したりすることで得られる魅力的な「可能性」を、世間一般に示している文だという。これらの例は、(19)と同様、意図的に行うことのできない事象を表している。つまり、話し手が聞き手に、直接的に意図的な行為を求める命令文ではない。ある意図的な行為を促すために、その行為を行った結果に得られる「可能性」を表しているのである。

(19)、(20)と同様の解釈が、(3)の適格例にも当てはまる。具体的に、(3 a-c)の例から確認していこう。(3 a-c)はすべて、初めに「魅力的な肉体を作り上げる」、「(車の) ロールスロイスを借りる」、「パームコートに足を運ぶ」という意図的な行為を表す命令文が来て、受身はandの後に続いている。つまり、(3 a-c)について次のことが言える。(3 a-c)では、最初の命令文で、広告の目的である意図的な行為を勧誘している。そして、andに続く受身で表される事柄、つまり「女性にモテル」、「専属ドライバーに運転してもらう」、「生バンドの演奏を楽しむ」ことは、それらの行為の結果に起こりうる、人を引き付けるような「可能性」、もしくは「約束事 (promise)」を表しているのだ。すなわち、andの後の受身文については、(19)と(20)と同じく、広告の宣伝効果を狙った「可能性」の提示と言えるのである。

では、(3 d-e)はどのようなのだろうか。この2つの例は(3 a-c)のように、意図的な行為を表す命令文を伴っていない。しかし、どちらも広告という性質から、広告主の勧誘の意図があることは明らかである。(3 d)はホテルの広告であるから、「自分たちのホテルに滞在する」ことを勧誘するために、「滞在する」という行為の結果として、「専門的な訓練を受けたセラピストによるマッサージで癒される」という人を引き付けるような「可能性」を示しているのである。(3 e)は、不動産の広告であるから、広告の物件に興味を持って見に来てもらうことが、最も重要なメッセージであることは明らかである。その行為を促すために、結果の「可能性」として、その家を見たらあまりの小ささに「驚きますよ」と言っ

ているのである。(3e)の場合は、可能性のうちでも「約束事」よりは、「予測 (prediction)」に近いだろう。サイズが小さいという、一般的には好条件の物件とは言えない場合でも、「驚く」ことを前面に出すことで、広告物件への関心を促す効果を狙っているのである。

このように、受身が表す意味が、意図的な行為を行った結果に起きる「可能性」や「約束事」、「予測」の場合は、受身命令文でも適格となることがわかる。そして、その「可能性」や「約束事」、「予測」は、話し手が希望する意図的な行為を、聞き手にしてもらえよう説得するのに十分な魅力をもつ必要がある。このタイプの命令文は、発話することで別の行為を促すという意味では、発話媒介行為 (perlocutionary act) であると言える⁶⁾。つまり、andに続く命令文は、特定の行為を促す誘因 (incentive) の役割を果たしている。(3d) と (3e) の例や、(19)、(20) のように、意図的な行為を表す命令文が明示されていない場合も、これらの例文が、どんな行為を促しているのかが明らかであるため、適格なる。ではなぜ、命令文自体が直接意図的な行為を表さなくても、適格となるのだろうか。

2.3.1節では、(11) の例のように、命令文がandを伴って条件文の意味を持つことを確認した。ここで確認しておくべきことは、本節で見てきた (3a-c) は、(11) の例のような、条件文ではないということである。次の例を見てみよう。

(21) Buy a lottery ticket now and win £250,000. (Declerck and Reed 2001)

(21) は、Declerck and Reed (2001) が “paratactic and-conditionals” (並列のand条件文) の例として示したものなのだが、(21) の “Buy a lottery ticket now” を条件文とするのは妥当ではない。なぜなら、(21) は、(3a-c) と同様、“win £250,000” が誘因文で、“Buy a lottery ticket now” を促す役割を果たしているからである。条件文の命令文と、誘因の命令文との違い

を、次の例でも確認してみよう。

- (22) a. Finish your homework and I'll give you some ice cream. (=11b)
 b. Finish your homework and be given some ice cream.

どちらも、話し手が聞き手に対して、宿題を終えて欲しいと思っていることに違いはないが、文としての意味合いに少し違いがある。(22a)では、「宿題を終える」ことは、「私がアイスクリームをあげる」条件であるのに対して、(22b)では、「アイスクリームがもらえる」というご褒美の可能性を示して、「宿題を終える」ことを促している文である。つまり、(22b)の“Finish your homework”の方が、命令文としての指示性(directive)が高くなる⁷⁾。そして、“be given some ice cream”が、意図的な行為である“Finish your homework”の直接的な誘因、場合によってはその目的と解釈できるため、意図的な行為の主語が、受身の主語を兼ねることができるため、(22b)は適格となる。

このように、英語の命令文には、ある意図的な行為を行った結果に起こる「可能性」や「約束事」、「予測」を表す場合があり、受身命令文でも適格となる。なぜなら、受身命令文で表す「可能性」や「約束事」、「予測」が、意図的な行為の誘因や目的となることで、その意図的な行為の主語が、受身命令文の主語を兼ねていると解釈できるからである。

(23) 受身命令文の適格性条件1

受身命令文が、特定の意図的な行為を行った結果に起こる「可能性」や、「約束事」「予測」を表し、その意図的な行為を促す誘因の役割を果たす場合、その受身命令文にも意図性を読み取ることが可能となるため適格となる。

4.2 アドバイスの受身命令文

次に、(4) の例がなぜ適格となるのかを見ていこう。

- (4) a. Oh, come on, be taken in just once --- it isn't going to hurt you; do you think you're perfect?
- b. I hope you'll take his remark in the right way. Be flattered by what he says; he really is sincere.
- c. Be guided by your heart.

(4) の例はいずれも、話し手が聞き手にアドバイスをしている命令文である。受身の意味を直訳すると、(4 a) は「一度くらいは騙されなさい」、(4 b) は「彼の言葉に喜ばされなさい」、(4 c) は「自分の心に導かれなさい」という意味である。

Bolinger (1977) は、(4 a) が適格となるのは、この文が“not to resist”「抵抗しない」ことを命じる命令文であり、さらに受身の“be taken in”も、“let yourself be taken in” とする方が一般的だと述べている。この“let yourself”のletは、「～がすること（であること）を許容・放任する」という意味を表す使役動詞である（高見2011）。したがって、“let yourself be taken in just once”を直訳すると、「自分自身が騙されることを許容しなさい」という意味になる。すなわち、(4 a) は、「自分が完璧だと思わず、一度くらいは騙されてもいいくらいの気持ちでいなさい」というアドバイスの意味になる。同様に、(4 b) と (4 c) も文脈から、“not to resist”と“let yourself”を含意している文と言える。(4 b) は、「あなた自身が彼の言葉に喜ばれることを許容しなさい」という意味から、「彼の言葉に、素直に喜びなさい」と、(4 c) は、「自分の心に導かれることを許容しなさい」という意味から、「自分の気持ちに正直に行動するように」というアドバイスだと解釈できるのである。このように、(4) の受身命令文が適格となるのは、いずれも、“not to resist”、“let yourself”が含意さ

れており、意味の上では意図的な行為となるからだと言える。

では、なぜ(4)では、“let yourself”を省略したり、“not to resist”の意味を否定の命令文の“don’t resist being taken in”の形にしたりせず、受身命令文のままでも適格となるのだろうか。まず、“let yourself”が省略できる理由は、使役動詞letが、「許容・放任する」ことを意味するからではないだろうか。(2)の不適格文の例を見てみると、これらの受身命令文は、(4)のように文脈から「自分自身がそうなることを許容する」や、「そのことを抵抗しない」という意味を読み取ることができない。(2a)や(2c)を適格文にするには、get (have) yourself checked over / examinedのように、使役動詞のgetやhaveを用いなければならない。この場合の“get yourself”や“have yourself”は、主語が自分自身を積極的に、かつ意図的に特定の状況におくことを意味する。主語の自分自身に働きかける積極性が高い。こうした含意する“get / have yourself”と“let yourself”の違いによって、(2)と(4)の適格性が異なってくると言える。積極性の高い“get / have yourself”は、主語の動作主性も高くなるため、省略することができない。そのため、(2)の例は不適格となるのである。

また、(4)の例で“Don’t resist”を用いずに、肯定の受身命令文が用いられているのは、アドバイスの場合、否定の命令文で「禁止」を表すと、話し手の権威が強くなってしまふ可能性があるからではないだろうか。例えば、“Don’t move.”や“Don’t speak.”という否定の命令文は、聞き手が動くことや話すことを前提としている。聞き手が動いたり、話したりする可能性のない場合に、「動くな」や「話すな」とは通常言わない。そのため、聞き手にそうした行為を行う意志がないにもかかわらず、否定の命令文で禁止を求めると、聞き手はあまりよい感じを受けない可能性がある。(4)のようなアドバイスでは、聞き手の行為の遂行義務は低く、また聞き手にとって利益となることが述べられている場合が多い。その場合、「禁止」の否定命令文で言うより、肯定命令文で言った方が好ま

れるのではないだろうか。

以上のことから、アドバイスを表す受身命令文が適格となるのは、次の(24)の場合であることがわかる。

(24) 受身命令文の適格性条件2

受身命令文が、聞き手自身がある状況になることを許容するように、話し手がアドバイスをしていると解釈できる場合は、その行為が意図的と解釈できるため適格となる。

4.3 見せかけ、振る舞いを指示する受身命令文

次に、(5)の例の適格性について見ていこう。

- (5) a. Be impressed by his stamp collection if you want him to like you.
b. Be flattered by what he says, it'll make his day.

(5a)では「感銘を受けているふり」を、(5b)では「嬉しく思っているふり」をするように話し手が聞き手に指示をしている。では、なぜ(5)の例は、「感銘を受けなさい」「嬉しく思いなさい」ではなく、「～のふりをしなさい」という意味になり、命令文として適格となるのだろうか。

Dixon (1994)によると、命令文で「～のふりをする」よう指示することは、be動詞 + 形容詞の場合でも可能である。例えば、“be kind”「親切にする」や“be quiet”「静かにする」は、意図的にそうしようと思えば、その場ですぐにできる。そのため、“Be kind to them.”や“Be quiet.”のような命令文では、通常、「親切なふりをしなさい」「静かなふりをしなさい」という解釈は起こらない。しかし、“be thin”「痩せている」や“be hungry”「おなかがすいている」などは、通常、その場ですぐ行うことができない行為である。正確には、これらは行為ではなく、状態を表す。Dixonは、

これらの表現が命令文になると、「～のふりをする」よう指示することが可能であると述べている。もちろん、“Be hungry when you visit us.”と言った場合は、意図的に訪問時に「おなかをすかせておく」ことは可能であるため、この“be hungry”は意図的な行為となる。しかし、一般的にその場ですぐに「おなかをすかせる」ことは不可能である。そのため、目の前のごちそうに、満腹であっても、空腹であるように振る舞わなくてはならない状況になった場合の“Be hungry!”は、「おなかがすいているように振る舞いなさい」という意味になる。また“Be thin!”も、状況によっては、「(おなかをへこますなどして) 痩せているようにみせなさい」という意味で、命令文として用いることができるのである。

(5) の例も、これと同様の解釈が可能である。(5a) の“be impressed”や、(5b) の“be flattered”という状態は、意図的になることはできない。しかし、演技をするなどして、そのように振る舞うことは可能である。これは、心理動詞の受身が(25)のように、動詞seemと共起して、「～のように見える(思える)」と表すことができることから明らかである。

- (25) a. The manager seemed impressed by Jo’s work.
 b. She seemed surprised by the book’s success.
 c. He seemed flattered by her attention.

一方、“be praised”や、“be checked over”は、seemと共起して、「褒められたようだ」や「検査されたようだ」という意味を表すことはできない。

- (26) a. *Amy seemed praised by Ms. Jones.
 b. *He seemed checked over by a doctor.

重要なことは、(5) の例では、「～のふりをすること」を命令文で指

示していることが、文脈から読み取れるということである。(5 a)では「彼に好かれたければ」という理由が、(5 b)では「そうすれば、彼は喜ぶだろう」という理由が述べられているため、それぞれの受身命令文が、「～のふり」という意味を表すと解釈できるのである。

以上のことから、心理動詞の受身が命令文で用いられて、「～のふりをする」ことを指示する場合、そうした振る舞いは意図的な行為となるため、命令文でも用いることが可能であることがわかる。

(27) 受身命令文の適格性条件 3

心理動詞の受身命令文で、「～のふり」をするよう指示していると解釈できる場合、そうした振る舞いは意図的な行為となるため適格文となる。

4.4 書面などにおける丁寧表現としての受身命令文

最後に、(6)の例を見てみよう。

- (6) a. Please be informed that we will not accept any complains after 6 months since placing an order.
- b. Please be advised by your doctor or nurse as to when your next check is due.
- c. BE WARNED. There is limited ticket availability for these events so book early to avoid disappointment.

(6)は、ビジネスや法律関係などの書面で、相手に大切な情報を通知する場面で用いられる例である。これらの例は、書き言葉におけるかしまった丁寧表現の一つと言える。では、なぜこれらの例は、丁寧表現となり得るのだろうか。例えば、(6 a)は、“We’d like to inform you that ~” や “This is to inform you that ~” のように、“you”を動詞informの目的語に

して、平叙文で表すことも可能である。いずれも十分に丁寧な表現と言える。しかし、受身の命令文を用いるには、2つの理由があると考えられる。

1つ目の理由は、受身には、動作主（多くの場合“we”）の存在を表さないことで、知らせる側の権威を和らげる効果があるという点である。そのため、受身を使うことで、より丁寧で形式的となるのである。2つ目の理由は、命令文で依頼をする場合、聞き手には行為の遂行義務はなく、行為を行うか否かの選択肢も与えられる。一方、平叙文は一方向的に話し手が宣言する形をとるため、聞き手の選択肢は考慮されていない印象を与える。命令文を用いて依頼を表した方が、簡潔で、かつ丁寧な印象を与えることができる。そのため、書面などの重要な通知には、受身の命令文が用いられる場合があると言える。

本来、“be informed”や“be advised”、“be warned”は意図的な行為ではない。例えば、“I was informed”や“I was advised”は主語の意志による行為ではない。しかし、命令文になることで、情報を頭に入れて理解したり、アドバイスを受け入れたりするかどうかの決定が、聞き手の意志にゆだねられることになる。その決定の選択が意図的行為と解釈できるため、“be informed”や“be advised”、“be warned”も命令文で適格となる。ただし、これらの表現が用いられるのは、丁寧表現が求められる書き言葉で用いられる場合に限られる。(6)のような例を話し言葉で用いると、堅苦しい、過剰な丁寧表現となるため、話し手が冗談などで故意に用いる場合はあっても、一般的には、話し言葉では用いられない。

(28) 受身命令文の適格性条件 4

受身命令文が、書き言葉で、大切な情報を通知する際の丁寧表現として用いられる場合、その通知を受け入れるかどうかの選択肢は聞き手にある。そのため、受身命令文でも意図的な行為と解釈でき、適格となる。

5. まとめ

本稿では、英語の受身命令文を取り上げ、一般的に不適格とされる受身命令文が、どのような場合に適格になるのかを考察した。英語の受身命令文で用いることができないのは、命令文と受身文の主語の意味役割の違いから説明できる。英語の命令文の主語は、意味の上では動作主 (agent) でなくてはならない。一方、受身文の主語は、ある行為の影響を受けることから被動者 (patient) であり、心理動詞では経験者 (experiencer) である。このような主語の矛盾から、受身が命令文では不適格となることがわかった。

Takahashi (2012) は、認知言語学の観点から、受身命令文の適格性の説明を試みている。命令文と受身文、それぞれのプロトタイプ (最も典型的な事例) を定義し、受身命令文が適格となるのは、受身が非プロトタイプである場合に限るとし、命令文は、ほぼプロトタイプの場合と、周辺事例の場合の2つの適格グループに分けられることを提案している。しかし、プロトタイプに分類される受身でも、命令文で適格となる場合があるなど、Takahashiの提案に不十分な点があることを指摘した。

本稿では、受身命令文の適格例を、解釈と使用場面に応じて次の4つの種類に分類し、それぞれがなぜ意図的な行為をみなされ、適格となるかを説明した。

- i .意図的な行為を行った結果に起こる「可能性」「約束事」「予測」を表し、その意図的な行為を促す誘因の役割を果たす場合
- ii .聞き手自身がある状況になることを許容するようにと、話し手がアドバイスする場合
- iii .心理動詞の受身命令文で、「～のふり」をするよう指示する場合
- iv .ビジネスや法律関係などの書面で、大切な情報を通知する際の丁寧表現として用いられる場合

i ~ ivいずれも、聞き手に意図的行為を促すと解釈できるため、適格文となる。

註

- 1) be (get) involvedは、次のような場合は受身文と解釈できる。
 - (i) He was involved in a road accident. 「彼は交通事故に巻き込まれた」
- 2) (11) のような例が、「条件文の意味を表す命令文」なのか、「命令文のような条件文」なのかの議論は、さらなる詳細な考察が必要となるため、本稿では行わない。今後の研究課題としたい。
- 3) be の代わりに get を用いた場合、受身でも命令文でも適格となることが指摘されている。
 - (ii) a. Get paid off before noon today; I want to leave early. (Bolinger 1977)
 - b. Get known. / Get invited. (Quirk et al. 1985)
 - c. Get vaccinated as soon as you can. (Swan 2005)

なぜget受身の適格性が高くなるのかについては、get受身とbe受身の意味的相違点についての詳細な考察が必要となるため、本稿では議論はしないこととする。今後の研究課題としたい。
- 4) 周辺事例とは、プロトタイプからかけ離れた事例を意味する。
- 5) インフォーマントの内訳は、イギリス英語1人、アイルランド英語1人、アメリカ英語2人である。
- 6) 一般的に命令文は、発話内行為 (illocutionary act) とされている。例えば、“Please open the window.”は、発話すると同時に、「窓を開ける」ことを聞き手に依頼しているのである。
- 7) 命令文としての指示性 (directive) がどの程度維持されているかについて、Huddleston and Pullum (2002) は、命令文がandを伴う場合は、命令文としての指示性はほぼ失われるのに対して、“Hurry up or we’ll be late” のように、命令文がorを伴う場合、命令としての指示性は維持されると述べている。

参考文献

- Aikhenvald, A.Y. (2010) *Imperatives and commands*. New York: Oxford University Press
- Bolinger, D. (1977) *Meaning and form*. London: Longman
- Culicover, P. W. and R. Jackendoff. (1997) Semantic subordination despite syntactic coordination. *Linguistic Inquiry* 28 (2): 195-217
- Davies, E. (1986) *The English imperative*. New York: Routledge
- Declerck, R. and S. Reed. (2000) *Conditionals: A comprehensive empirical analysis*. Berlin & New York: Mouton de Gruyter.
- Dixon, R.M.W. (1994) *Ergativity*. Cambridge: Cambridge University Press
- Huddleston, R., G. K. Pullum (2002) *The Cambridge grammar of the English language*. Cambridge: Cambridge University Press
- 久野暉・高見健一 (2015) 『命令文にはどんな動詞句が現われるか?』未発表原稿
- Swam, M. (2005) *Practical English usage*. Oxford: Oxford University Press
- Takahashi, H. (2012) *A Cognitive linguistic analysis of the English imperative: with special reference to Japanese imperatives*. Amsterdam: John Benjamin
- 高見健一 (2011) 『受身と使役－その意味規則を探る』開拓社
- Quirk, R., S. Greenbaum, G. Leech and J. Svartvik (1985) *A comprehensive grammar of the English language*. London: Longman

The Analysis of Acceptability of English Imperatives in the Passive Form

KUMAZAWA, Kiyomi

This paper deals with English imperatives in the passive form and examine under what condition the passive form can be used in imperative sentences. It has been recognised that, in general, imperative sentences with passive verbs are not acceptable in English, while there are some examples that allow the passive form to occur in the imperative. In this paper, it is claimed that passive imperatives are acceptable only when they are viewed as describing an action that can be controlled by the subject of the sentence, and that ‘the intentionality of the action’ is a key factor in the acceptability of passive imperatives.

The paper introduces four different acceptable cases of English imperatives in the passive form and explains why the interpretation of ‘the intentionality of the action’ can be applied to the cases; passive imperatives are acceptable (i) when they represent the possibility of the consequences occurring after conducting other action directed by the addresser. Acting as an incentive to the directed action, the passive imperatives can be construed as having an agentive subject. (ii) when they are used to give advice or suggestion of ‘not resisting being’ and ‘letting yourself be’, both of which are associated with the intention of the subject. (iii) when passive imperatives occur with psych verbs and convey a directive to the addressee to pretend or try to appear to be experiencing the feeling expressed by the verb. Clearly, such a behaviour can be construed as intentional. (iv) when they are used in written texts, such as business and legal documents or notifications, as a polite means to inform, advise or warn people. It can be interpreted as intentional when the option of being informed/advised/warned is left to the addressees.

(英語英米文学専攻 平成26年度博士後期課程修了)